

中期目標・中期計画（素案）

名古屋工業大学

平成15年9月29日

国立大学法人名古屋工業大学の中期目標・中期計画（素案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（前文）大学の基本的な目標</p> <p>本学の基本構想は「工科大学構想」である。「工科大学構想」は、本学が、世界のものづくりの中心地である中京地区の工学リーダーとして、技術イノベーションと産業振興を牽引するにふさわしい高度で充実した教育・研究体制を整備し、国内の工科大学のみならず、世界の工科大学と連携することにより、工科大学連携の世界拠点として、新技術を創成し、世界の産業構造を変革するような有為の人物を数多く世に送り出そうとする構想である。</p> <p>この基本構想を実現するための教育研究理念が、「ひとづくり」、「ものづくり」、「未来づくり」である。</p> <p>「ひとづくり」が目指すところは、工学を基軸とする全人教育であり、的確な倫理感覚に裏打ちされた人間性豊かな技術者の養成である。</p> <p>「ものづくり」が目指すところは、技術哲学に裏打ちされた21世紀の工学を先導し、ものづくり技術を地域社会に還元するとともに、地域におけるものづくりの知的源泉となることである。</p> <p>「未来づくり」が目指すところは、人類の繁栄と地球環境の保全など、21世紀の中心課題を解決するための新しい工学（ネオテクノロジー）を創成し、人類の幸福と国際社会の福祉に貢献することである。</p> <p>こうした基本構想および教育研究理念を踏まえ、学長のリーダーシップの下に、特に以下の9つの事項について重点的に取り組む。</p> <p>人類の幸福と国際社会に貢献できる人材を育成する。 先見性のある、哲学を持った個性豊かな人材を育成する。 だれもが、いつでも、どこでも学べる場を提供する。 世界の工業技術の中核拠点となる。 時代に対応した工学と産業技術の先導役となる。 真理の探求及び「工学技術文化」の継承と発展を通しての社会貢献を行う。 多岐に亘る工学及び新技術を融合した「ネオテクノロジー」を創設する。</p>	

人類の発展と幸福を先導する技術哲学（テクノデモクラシー）を構築する。

市民・産業界の知的交流拠点となる。

本学は、「個性輝く大学」を目指して、「工科大学構想」を実現するため、平成13年度から大学改革を推進し、国立大学法人化を先取りした教育・研究及び運営体制づくりを実施してきており、今後は、これらの新しい組織を活性化させ、未来を切り拓いていくことを目指す。

更に、本学100周年記念として、平成17年11月には世界有数の工科大学の学長による「世界工科大学学長会議」を開催し、本学が世界の工科大学の中核となることを目指す。

中期目標の期間

中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

〔学士課程〕

工学を基軸とする全人教育の実践により、創造性の涵養と問題の発見力・解決力を修得した上で、人類の幸福や国際社会の福祉の達成に十分対応できる工学技術者の育成を中心とする「育成型教育」を目指す。

〔大学院課程〕

学部教育の上に立ち、学生のニーズに応じた多様な教育（完成型・学際型・啓発戦略型の三タイプの教育）を目指す。

「完成型教育」は、学部教育を更に高度化した創造的技術教育であり、「学際型教育」は、学部教育において要素技術を十分に習得した者に更に未踏領域や複合領域への進出を促すための教育であり、「啓発戦略型教育」は、「ものづくり」と経営の融合という視点に立って、新しい産業開発を目指す教育である。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教養教育の成果に関する具体的目標

自然科学に関する基礎的知識の体系的学習に重点をおくばかりでなく、生命科学、健康科学、人間社会科学、芸術文化などの分野への関心を高める。

自然科学系の工学基礎科目においては、工学を学ぶ上で基礎となる数理的思考を身に付けさせ、科学現象に対する感覚を養い、物質と環境に関するとらえ方・考え方を身に付けさせる。

外国語能力に関しては、国際共通言語である英語による自己表現及び異文化理解ができる能力を身に付けさせる。

情報とメディアを自由自在に活用できる能力を養う。

卒業後の進路等に関する具体的目標

〔学士課程〕

産業界をリードする中核的な技術者として、社会から信頼される技術者を育成する。修得した工学的技術を生かしつつ、技術職以外への進路も開くことを目指す。

〔大学院課程〕

博士前期課程では、経営感覚を持つ高度専門技術者・研究者を育成する。

新産業創成を志す起業家の人材育成を図る。

博士後期課程では、工学を先導する研究者・技術者として、有用な人材を育成する。ベンチャーの立ち上げなどの技術利用分野へ進出するような人材を育成する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

平成16年度に学部・大学院の教育全般に関する企画・立案機関として「教育企画院」を

(2) 教育内容等に関する目標

アドミッションポリシーに関する基本方針

〔学士課程〕

進取の気風に富み、創造することに強い意欲を持つ学生を入学させる。

「ものづくり」への強い興味を有する学生を入学させる。

〔大学院課程〕

21世紀の工学を先導する意欲があり、自ら新しい分野を開拓しようとする、積極的かつ柔軟な思考を有する学生を入学させる。

設置する。

平成16年度に「工科大学構想」に基づき、社会的要請を踏まえた学科再編を行うが、平成19年度までに「教育企画院」において、全人教育の視点から工学部の教育全般について詳細な点検を行い、「育成型教育」の実施状況を明らかにする。この結果をもとに、中期目標期間中に「育成型教育」のカリキュラムの評価と改編を行い、更には学科の新たな再編整備をも検討する。

平成15年度に「工科大学構想」に基づき、社会的要請を踏まえた専攻再編を行ったが、平成19年度までに「教育企画院」において、全人教育の視点から大学院の教育全般について詳細な点検を行い、「完成型教育」、「学際型教育」、「啓発戦略型教育」の実施状況を明らかにする。この結果をもとに、中期目標期間中に「完成型教育」、「学際型教育」、「啓発戦略型教育」のカリキュラムの評価と改編を行い、更には専攻の新たな再編整備をも検討する。

中期目標期間中に「教育企画院」の下で、シラバスに沿った授業の実施について検証するシステムを構築する。

平成16年度にGPA制度を導入し学生の指導に活用することとしているが、平成19年度までに制度の評価を行い、その結果に基づき見直しを図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

〔学士課程〕

社会的要請・産業界の動向等に応じた教育課程の見直しを行う。

受験生の能力、適性等の多面的な評価を行う観点から、AO入試、社会人特別選抜などを含めた多様な入学方法を積極的に実施する。

工学を先導する魅力のある大学としての情報発信を充実させ、受験生の量と質を高める。

常に時代の要請・社会の変化に応じた人材の育成を図るため及び本学のアドミッションポリシーの周知を充実するため、積極的に高等学校や予備校との連絡をとる。

社会人を含め多様な学生を受け入れ、いつでも学べる体制とする観点から、学生の入学定員を適切に措置する。

これらを円滑かつ適切に行うため、「アドミッションセンター（仮称）」を平成17年度までに設置する。

〔大学院課程〕

他大学、社会人や留学生など、多様な学生を受け入れるため、入試制度の改善を図る。

社会人や留学生など多様な学生を受け入れる観点から、学生の入学定員を適切に措置する。

これらを円滑かつ適切に行うため、「アドミッションセンター（仮称）」を平成17年度までに設置する。

教育課程，教育方法，成績評価に関する基本方針

〔学士課程〕

健全な社会人として，社会に貢献できる人材を育成する。

基本的な技術力を有し，自ら問題解決に取り組めるような人材を育成するための教育課程を編成する。

丁寧できめ細かい教育を実施するとともに，厳正な成績評価を行う。

〔大学院課程〕

高度な研究能力を有する人材を育成する。

学生の興味・要望に応じ，専門分野を適切に構成した教育課程を編成する。

学生個人に応じたきめ細かい研究指導体制を確立する。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

〔学士課程〕

1年次の学科導入科目に始まり，技術基礎科目や，理系基礎科目を設置する。

全人教育を推進するための人間社会科学，健康科学や芸術も含んだ言語文化関連科目を設置する。

経営感覚やデザイン感覚を身に付けさせる科目を設置する。

専門科目については，高い達成度を要求する基本科目及び準基本科目の設定を行う。

〔大学院課程〕

高度な創造性と意思表現能力を持つ工学技術者を育成するため，「ものづくり」を体系化・理論化した完成型教育の教育課程を構築する。

未踏領域や複合領域への進出を促すため，他分野のカリキュラムも自由に履修できる学際領域型の教育課程を構築する。

「ものづくり」と経営の融合を促すため，実務者感覚を組み込んだ啓発戦略型の教育課程を構築する。

授業形態，学習指導法等に関する具体的方策

〔学士課程〕

教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態，学習指導法等を行う。

ものづくりの実践感覚を身につけさせるため実験，実習を充実させる。

習熟度クラスを設定して，学生の学力に応じた授業形態を実施する。

学生の理解を深めるために，少人数クラスによる授業を増加する。

学部学生の補習教育を充実する。

自己設計選択科目による履修の自立性を持たせる。

予習復習を適切かつ徹底的に行える授業体制を組む。

〔大学院課程〕

教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態，学習指導法等を行う。

大学院生のプレゼンテーション能力及び外国語のコミュニケーション能力の育成の充実を図る。

自己設計選択科目による履修の自立性を持たせる。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

「工科大学構想」を実現するため，多様でかつ厳格な成績評価基準を設ける。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教職員の配置に関する基本方針

「工科大学構想」の実現を図るために必要な教育課程実施に向けて，教育類への適正な教員配置を行うとともに，技術職員・TA等の教育支援者を有効に配置し活用する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

平成15年度に「工科大学構想」に基づき，教官を「研究系」（4領域からなる）所屬とし，学部にあつては「学科・教育類」を，大学院にあつては「専攻」を設けて，教官がこれを担当するという柔軟な教育体制とした。これを平成19年度までに点検し必要に応じ見直す。

教育環境の整備に関する基本方針

学内の教育関連施設の有効活用を推進するとともに、設備の充実を図る。

教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針

授業内容及び方法の改善を図るための組織的な取り組みを推進するとともに、教育活動を評価し、質の向上に結びつけるシステムを構築する。

技術職員、TA等の教育支援者を授業等へ配置することにより、学生の自学自習への支援体制を充実する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

学内全施設の有効活用を推進するとともに、IT化に対応した設備を充実する。

学術情報・学習研究支援センター（図書館）の機能の充実を図るため、中期目標期間中に学内の知的情報、教育情報等のデータベース化を行うとともに、情報端末が自由に利用できるリテラシースペースを整備する。

講義室の教育機器を充実するとともに、学習環境を整備する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

平成19年度までに「教育企画院」において、社会的要請を踏まえ、基礎教育及び専門教育の教育全般について詳細な点検を行い、「育成型教育」の実施状況を明らかにする。

教育の質を向上させるため、「教育企画院」において教官及び学科、専攻等の教育活動の評価を実施し、平成19年度までにその結果を公表するとともに、必要な措置を講ずる。

全ての講義について学生による授業評価を実施し学内に公表しているが、「教育企画院」において学外への公表方法を含め授業評価のあり方、活用方法等を随時見直す。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

「教育企画院」で実施している教育活動評価を活用して、FDの推進を図る。

領域において、異分野教官との相互啓発等によるFDの推進を図る。

平成17年度に「創造教育開発センター（仮称）」を設置し、教官の研修を実施する。

意欲的な教材開発、学習指導法に関する必要経費等については、平成15年度から実施している「教育活性化経費」制度を、より有効に機能させるため更なる改善を図る。

学内共同教育センターに関する具体的方策

複数の教育支援センターをより機動的に活動ができるよう、平成16年度までにセンターの運営機構を整備するとともに、センターの教職員の配置については、常に有効に配置するよう随時見直す。

(4) 学生への支援に関する目標

学生の学習支援や生活支援等に関する基本方針

教員と事務職員の協力による学生の修学指導體制の充実を図り、学生の学習面と生活面を総合的に支援する。

学生への経済的支援の充実を図る。

就職指導體制の整備を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

平成14年度に設置した「学生なんでも相談室」に加えて、更に学習相談・助言体制を一層充実するため、平成17年度までに教官とTAによる「学習相談室」を設置する。教官によるオフィスアワーの一層の充実を図る。

中期目標期間中に、建物毎の学生のコミュニケーションスペースの拡充を図る。

学術情報・学習研究支援センター（図書館）において学生向けの図書・雑誌等の充実を図る。

中期目標期間中に、図書館の土曜、日曜開館の増加及び夜間開館の充実を行うなどにより、学生の需要に応じたサービスの向上を図る。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策

学生生活の充実のため、課外活動（部活動、自治会、ボランティアなど）を奨励し、支援を行う。

「学生なんでも相談室」、健康管理センターの学生相談室、メンタルチェックの自己診断等の有機的結合による相談体制の整備充実を図る。

就職情報関連企業等との連携強化や就職相談員、就職支援専門職員による就職支援活動の充実を図るため、「学生サービスセンター（平成16年度に設置）」に就職指導担当部門（就職センター）を平成17年度までに設置する。

職業意識を高めるための教育を行うとともに、学生の資格取得のための支援を充実する。

経済的支援に関する具体的方策

中期目標期間中に、奨学金の充実を図るため、名古屋工業会等からの学内奨学金制度を充実する。

社会人・留学生等に対する配慮

社会人学生への学習支援体制の一層の充実を図る。

中期目標期間中に、図書館の土曜、日曜開館の増加及び夜間開館の充実を行うなどにより、社会人学生の図書利用サービスの向上を図る。

中期目標期間中に、外国人研究者、留学生等の滞在施設を整備する。

本学独自に設けた「留学生後援会」による留学生への支援制度の充実を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

目指すべき研究の水準に関する基本方針

世界の「ものづくり」の中心地である中京地区の工学のリーダーとして、工学と産業技術の先導役にふさわしい世界最高水準の研究を推進し、工学の知的中核としての役割を果たす。

工学技術の研究を通じて、新技術の開発や新しい工学技術文化の創造などの社会貢献を果たす。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

教官個々の自由な発想を大切にす、基礎研究としての「シーズ研究」をより一層推進する。

社会的要請に基づく次世代産業の創出につながる「ニーズ研究」を強力に推進する。

既存の産業構造や学問体系に拘束されず、異分野との融合や新しい価値創造につながる研究を組織的に推進する。

新産業の創出など地域産業をリードするとともに、産業界との連携を積極的に行い、中京地区にある工科系単科大学としてふさわしい「ものづくり」に関する研究をさらに推進する。

国家的・社会的課題であるナノテクノロジー・材料分野、情報通信分野、環境分野、ライフサイエンス分野などの研究を推進し、世界トップレベルの研究拠点を目指す。

国などによる競争的・戦略的大型プロジェクトの資金獲得へと発展する研究に組織的に取り組む。

大学として重点的に取り組む領域

狭義の工学の枠を超え、異分野との融合による新産業の創出につながる新しいプロジェクト研究

防災・環境など時代に応じて地域社会と連携・協力して推進するプロジェクト研究
国家的・社会的課題であるナノテクノロジー・材料分野、情報通信分野、環境分野、ライフサイエンス分野について、学内のシーズ研究を組織化したプロジェクト研究

新機能デバイス、新機能材料、微細加工、微細制御など、原子・分子レベルのナノスケールでの制御に基づくナノテクノロジー・材料分野

次世代コンピュータ技術、マルチメディア通信技術、知能システム技術、メディア情報処理技術などユビキタスネットワーク社会を実現するための情報通信分野

環境保全、資源・エネルギーの有効利用、自然エネルギー利活用、ゼロエミッションタウンなどの人間社会や自然環境との調和をめざす環境工学分野

生命機能解明、遺伝子工学、生体適合性材料、バイオセンサー、遠隔医療、遠隔介護などのライフサイエンス分野

21世紀COEプログラム「環境調和セラミックス科学の世界拠点」の研究

名古屋大学医学部や名古屋市立大学医学部などの協力による医学と工学を連携したプロジェクト研究

成果の社会への還元に関する具体的方策

研究環境が競争的・戦略的重点化する中で、先進的研究拠点の実現、大学と都市機能が一体となった頭脳拠点への展開、産学官連携の新産業創出等へ挑戦する。

大学で生まれた知的財産を、平成15年度に設置したテクノイノベーションセンター（知的財産本部）で一元的に管理するとともに、平成15年度に設置した名工大TLOを通じて社会への技術移転を図る。

テクノイノベーションセンターのもとで、平成15年度に設置したインキュベーション施設の充実を図り、共同研究センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーと一体的に運営し、新産業に結びつく技術を生み出すとともに社会とのリエゾニング機能を強化する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

平成16年度に研究全般に関する企画機関として「研究企画院」を設置する。

「研究企画院」において、先導すべき分野・プロジェクト戦略の策定を行う。

各教官及び学内プロジェクト研究の研究成果を定期的に評価し、研究水準を常に把握するとともに、評価結果を研究費等の配分に反映させる。

成果の社会への還元に関する基本方針

先進的研究拠点の実現、大学と都市機能が一体となった頭脳拠点への展開、産学官連携のベンチャー創出を目指す。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究者等の配置に関する基本方針

「工科大学構想」に基づき、一人一人が自律した研究者として研究を遂行し、かつ学際的プロジェクトを組織しやすくすることを目指すために、これまでの講座制にとらわれない研究者配置を実施する。

技術職員は、技術全般を見渡せる研究支援者として、全学的視点から配置する。

研究環境の整備

「工科大学構想」における研究推進の実現を図るために必要な研究体制及び研究支援体制と施設の配置を行い、具体的な施策、機能に基づき整備する。

領域における学際的な研究プロジェクトを推進し、研究資金を適正にかつ重点的に配分する。

研究の質の向上システム等に関する基本方針

適切な研究活動に関する評価を実施する組織を整備し、多様な評価軸の設定や学際性を涵養するシステムを適切に機能させる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

「工科大学構想」を実現するために、平成15年度から教官組織を「研究系」（4領域からなる）として一元化した。これは、従来の学科・講座という枠組みを離れ、研究活動・生活を中心に教官を組織したものであり、領域長を中心に研究体制を確立した。この運営方法等については、平成19年度までにより充実を図るため見直す。

平成16年度までに、重点領域の研究を推進するための先端研究者を特任教授（仮称）として採用する制度を設ける。

平成16年度までに、競争的資金による若手の任期付研究員等の積極的な採用制度を確立する。

研究をより充実したものとして実践するために、全学的視点に立った技術職員の再配置を平成16年度までに行う。

大学として重点的に取り組む課題にRAを重点的に配置する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

「領域」の趣旨に即し、かつ本学の目指す方向に合致した学際的研究プロジェクトの積極的な学内提案を促した上で、「研究企画院」がその中から複数の研究プロジェクトを選定し、研究資金を重点投資する。

研究資金を重点的に配分する研究分野については、「研究企画院」において社会の動向に応じて随時見直す。

教官の研究意欲と大学全体の活性化を図るため、ブラインドレフリー制度を取り入れた「大学研究活性化経費制度」を一層有効的に機能させるとともに、更なる運用方法の改善について平成18年度までに検討する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

「研究企画院」及び「産学官連携戦略会議」において、共同研究等を推進する方策としてオープンラボの拡充整備、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの有効活用、施設のスペースチャージ（施設使用料）制の導入などについて検討し、平成16年度までに実施する。

「研究企画院」において、学外施設の活用や連携等も考慮に入れた上で大型研究設備の計画的整備に関する基本方針を策定し、大型研究設備の計画的整備を図る。

「研究企画院」において、現有の大型研究設備の有効的・効率的な運用に関する基本方針を策定し、大型研究設備の有効的・効率的な運用を推進する。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

平成15年度に設置したテクノイノベーションセンターを通じて、研究の成果を知的財産の創出に結びつける。

テクノイノベーションセンターにおいて、知的財産の適正な管理を推進し、知的財産の有効な活用及び実用化を図る。

教職員が安心して産学官連携に取り組める環境を整備するため、テクノイノベーショ

ンセンターにおいて、利益相反及び知的財産に関する学内ルールを平成16年度までに確立する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

平成16年度までに、全教官の個人評価の中で研究に関する評価を構築し、速やかに実施する。

全教官の個人評価の中の研究に関する評価結果を踏まえ、高い評価を得た教官には、研究費及び研究環境等の整備などの研究支援の充実を図るなど、適切な措置を講ずる。

知的財産権を研究業績・実績として評価するシステムを確立する。

学内共同研究センターに関する具体的方策

複数の研究センターや研究支援センターをより機動的に活動できるように平成16年度までにセンターの運営機構を整備するとともに、センターの教職員の配置については、常に有効に配置するよう随時見直す。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

教育研究における社会との連携・協力、国際交流等に関する基本方針

地域社会に開かれた大学を目指す。

地域社会・産業界との連携・協力のための組織を整備する。

地域の需要に応じ、公開講座やセミナーの開催などの社会貢献を推進する。

企業や自治体の求めに応じ、高度研修や技術指導を行う体制を構築する。

「工科大学構想」に基づいて、産学官連携を進めるとともに、研究成果を産業界など社会に積極的に還元する。

外国人研究者、留学生等の受け入れ体制の整備充実を図り、国際交流を積極的に推進する。

世界的研究拠点に相応しい国際共同研究・国際研究集会を積極的に実施するなど、国際的な連携協力を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

平成17年度に、生涯学習、高大連携、公開講座などの企画立案組織及び外部との窓口としての機能を持つ「創造教育開発センター（仮称）」を設置する。

中学生、高校生を対象とした出張授業、体験入学、ものづくり技術講習会等の事業の充実を図り、初等中等教育に貢献する。

国・地方公共団体や経済団体等の審議会、委員会の委員、研究会等を通じて、政策形成への参加や技術教育サービスに貢献する。

中期目標期間中に、図書館の全所蔵資料を公開するため目録の整備を行い、平成15年度から実施している一般市民向けへの貸出制度を充実する。

本学と名古屋市鶴舞中央図書館などとの鶴舞地区図書館コンソーシアムを構築し、相互利用制度を確立する。

瀬戸市と共同で行っている「陶都・瀬戸ルネッサンス事業」などの地域貢献事業を推進する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

「産学官連携戦略会議」で、今までの枠組みにとらわれない新しい産学官連携を推進する方策を検討し、平成16年度までに公表する。

テクノイノベーションセンターのもとで、平成15年度に設置したインキュベーション施設の充実を図り、共同研究センター、大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーと一体的に運営し、新産業に結びつく技術を生み出すとともに社会とのリエゾニング機能を強化する。

共同研究センター・セラミックス基盤工学研究センター・大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーが開催している講演会、高度技術者研修等の専門家向け講座の一層の

充実を図る。

200社以上が参加している名古屋工業大学研究協力会と共同で開催している，共同研究センターにおける研究会・セミナー等を更に充実する。

企業等産業界の人材を積極的に活用し，産学連携・ものづくり教育などを強化する。

ホームページにより発信している研究者や研究情報の検索サービス「研究者情報検索サービス」を充実する。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

愛知学長懇話会を通じた愛知県下47大学との単位互換事業をはじめとする教育連携・支援事業を一層強化する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

「留学生センター」の機能を充実すると共に，国際交流を推進するため「国際交流センター（仮称）」を平成17年度に設置し，外国人留学生，外国人研究者の受け入れ体制の充実を図る。

外国人留学生については，多様な国・地域からの受け入れを図る。

「留学生後援会」の拡充を図るとともに，民間等からの留学生への支援の拡大などを図る。

中期目標期間中に交流協定の見直しを図るとともに，本学の特色に合った新たな外国の大学等との交流協定を締結する。

交流協定校との学生交流を推進するとともに，交流協定校からの留学生の受け入れに当たっての授業料不徴収措置を拡大する。また，交流協定校以外の大学とも学生交流の推進を図る。

21世紀COE等による国際共同研究，国際研究集会等を積極的に実施する。

外国人研究者受け入れの積極的な推進を図る。

在外研究員の派遣，大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの海外研究開発動向調査派遣等の国際学術交流の充実とその活用を図る。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

本学教員を，国際協力事業団等が実施する技術協力事業に積極的に派遣する。

学術振興会，国際協力事業団等が実施する国際協力事業の委託業務について，その受託について積極的に取り組む。

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針

学長がリーダーシップを発揮しつつ，全学的視点に立った機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備する。

1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

役員会の下に「経営戦略本部（仮称）」を設置し，大学運営に関する基本方針を作成する。

教員と事務職員が協力して効率的な大学運営ができるシステムを構築する。

大学運営に社会の意見を積極的に反映させるための取り組みを進める。

学内資源の有効配分のため、業務の適正な評価及び改善実施の組織整備を行う。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

役員会、経営協議会、教育研究評議会については、学長がリーダーシップを発揮しつつ、効率的かつ機動的な大学運営ができるよう、構成員及び審議事項等について平成19年度までに見直すとともに、下部組織（実務委員会など）の効率化を図る。

平成16年度に、全学的視点から大学運営の企画立案等を行う「教育企画院」、「研究企画院」、「産学官連携戦略会議」、「人事企画院（平成15年度に設置）」、「全学評価室」及び「危機管理・安全衛生対策本部」を設置し、効率的・機動的な大学運営を実現する。

教育企画院：教育活動の基本方針の企画立案、カリキュラムの策定、アドミッションポリシーの策定、学生交流の推進、学生経費の配分方針の策定等

研究企画院：研究活動の基本方針の企画立案、プロジェクト研究の推進、研究活性化経費の配分方針の策定等

産学官連携：産学官連携活動の基本方針の企画立案等
戦略会議

「研究企画院」と「産学官連携戦略会議」は機能的に密接な関連があるので、一体的に運用する。

人事企画院：教員の採用、昇任人事等基本方針の決定、その他教員の人事関連課題の総合調整等

全学評価室：大学全体及び教官の評価に係る事項

危機管理・安全衛生対策本部：大学全体の危機管理及び安全衛生管理全般に係る事項
安全衛生対策本部

平成14年度に大学運営体制のより一層の機動性を図るため設置した学長室を必要に応じ随時見直し、一層の充実を図る。

企画院などの設置により平成16年度に学内の各種委員会を見直し、実務的な委員会を設置する。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

学長室の設置により、教員と事務職員が一体となって企画立案する体制をすでに確立しているが、教員組織と事務組織との連携を一層強化する。

全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

資源を有効に配分するため、「経営戦略本部（仮称）」において資源配分方針案を作成し、経営協議会あるいは教育研究評議会で審議し、学長が決定する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

平成16年度から、経営協議会に学外の有識者の参加を企業及び地域社会に依頼し、その意見を積極的に取り入れ、大学運営に反映させる体制を確立する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針

教育研究の進展や社会的要請に応じ、適切な評価に基づいた教育研究組織の弾力的な設計と効果的な改組転換を進める。

3 人事の適正化に関する目標

戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を活かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針

教員の流動化を向上させるとともに、教員構成の多様性を推進する。

教員採用の際には、研究能力のみでなく教育能力や社会性を重視した選考を行う。

事務職員の流動性の確保と専門性等の向上を図る。

技術職員の定期的研修や流動化，専門性のスキルアップを図る。

平成13年度から，大学運営体制の強化のために学外有識者を学長特別補佐として委嘱しているが，平成19年度までにその見直しを含めて検討する。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

国立大学全体の連絡・協議等のための自主的・自律的な連合組織に参加して，国立大学間の連携・協力を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

平成16年度に設置する「教育企画院」，「研究企画院」及び「全学評価室」において，教育研究組織の点検・評価を実施し，その結果を受けて組織の見直しを図るなど必要な措置を講ずる。

教育研究組織の見直しの方向性

平成15年度に再編整備した専攻及び平成16年度に再編整備する学科については，「教育企画院」において学部・大学院の教育全般について詳細な点検を行い，その結果を基に中期目標期間中に新たな再編整備をも検討する。その際には，産業戦略工学専攻の博士後期課程への再編も検討する。

平成15年度から実施した4領域に一元化した研究組織「研究系」について，「研究企画院」においてその有効性等を随時評価し，一層効果的な研究組織とするために必要に応じて検討する。

学内の教育研究センターの運営機構の整備や運営方法の点検を必要に応じて実施することにより，教育研究支援体制の一層の効果的運用を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

教官評価システム（教育，研究，社会貢献，産官学連携への貢献，大学運営への貢献等）を，平成16年度までに構築する。

平成16年度に，教員の資質向上のため，サバティカル制度を設ける。

事務職員の業務実績や適性について，現在の勤務評定の方法を基本として評価するシステムを構築する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

人事の評価基準を広く公表し，学内外から意見を聴取するなどの方法により，評価基準を絶えず見直す。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

平成16年度以降の学内センターの新規採用教員については，その任に応じ任期付きとするとともに，任期付き教員の拡大について検討を進める。

平成15年度に確立した公募制度の見直しを随時行う。

他大学及び企業経験者からの採用を積極的に推進する。

平成16年度までに、重点領域の研究を推進するための先端研究者を特任教授（仮称）として任期付で採用する制度を設ける。

平成16年度までに、競争的資金による若手の任期付研究員等の積極的な採用制度を確立する。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

外国人、女性の教員採用を積極的に推進する。外国人教員については、国際公募をするなどの方法を導入する。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

大学運営の各専門分野のスペシャリストを養成するため、修学指導、語学、国際交流、労務管理、財務会計、知的所有権等の業務に関する専門研修を開催する。

事務職員（幹部職員）の専門性と経営能力を高めるため、世界を代表する企業において、平成16年度から実地研修を実施する。

平成17年度までに、大学院等での高度専門研修の受講制度を確立する。

研究協力及び経営労務管理などの分野は、専門性の高い人材を任期付きで採用する。なお、この実績を勘案し、国際交流等の分野についても拡大を検討する。

国立大学法人間との人事交流を積極的に実施するほか、私立大学・地方公共団体・民間企業との人事交流についても検討する。

技術職員の技術力をより高めるため、専門技術研修を実施し、国内外で開催される高度技術研修に積極的に参加させる。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

平成15年度に設置した「人事企画院」において、適切な教員の人員管理を行う。

事務等の効率化・合理化による職員の再配置を行う。

教職員のハラスメントの防止等に関する具体的方策

平成16年度にハラスメントの防止、情報セキュリティポリシー、倫理等、教職員が守るべきガイドラインを定め学内外に周知・公表する。このガイドラインは社会情勢の変化に伴い随時見直す。さらに、広報活動・講演会開催などを一層強化し定期的受講を義務づける。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務処理の効率化・合理化、事務組織の機能、編成の見直し等に関する基本方針

事務組織・職員配置の再編、合理化を進める。

各種事務の電子化等により、事務処理の簡素化・迅速化を図り、電子事務局化を目指す。

外部委託等を積極的に推進する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

担当理事の業務分掌に応じて、事務組織としての一体性を確保しつつ、教育・研究・管理運営に必要な事務を遂行できる事務体制を確立する。

平成16年度から企画総務部、財務戦略部、学生サービス部及び研究協力部に再編し、各部のもとにマネージャー（課長クラス）を置き、マネージャーの事務分掌と職員配置は毎年度見直しができる体制とする。

<p>技術支援組織の適正化を図る。</p>	<p>研究協力，経営労務管理及び国際交流などの分野は，専門性の高い人材を任期付きで採用する。</p> <p>平成15年度に設置した領域の各事務室について，平成19年度までに職員配置，事務分掌を見直す。</p> <p>学務事務，経理事務などについて可能な限り事務の電子化を図り，電子事務局化を推進する。</p> <p>業務管理部門における単純事務作業の外部委託を推進すると共に，企画立案スタッフを充実する。</p> <p>技術部運営委員会の方針に基づき，柔軟な技術支援体制を確立する。</p>
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 外部資金増加に関する基本方針 科学研究費補助金など外部研究資金などの自己収入の増加を図る。 学外に対する教育研究サービスの実施により，自己収入の増加を図る。 産学官連携による技術指導，知的財産からの増収を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標 管理的経費の抑制に関する基本方針 業務の効率化を進め，管理的経費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 ○資産の効率的・効果的運用を図るための基本方針 大学が保有する資産の効果的・有効的な運用を組織的に図る。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 ○科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 平成16年度に「研究企画院」及び「産学官連携戦略会議」において，競争的資金を戦略的に獲得する方策を策定する。 「研究企画院」及び「産学官連携戦略会議」を中心として，科学研究費補助金，受託研究費，奨学寄附金など外部研究資金を，中期目標期間中に現在より20%増加させる。</p> <p>収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 特許の実施料の増加を図る。 企業等に対する有料の技術相談などを実施する。 工学専門技術に関する高度技術セミナーや研修の充実と，定期的開催を図る。 公開講座などの学外向け講座の充実を図る。 体育施設や講義室等の施設について，夏期休暇中などの長期空き時間を利用して，企業等に有料で使用させる。</p> <p>2 固定的経費の抑制に関する目標を達成するための措置 ○管理的経費の抑制に関する具体的方策 各種保守契約内容の見直し，光熱水料の節約の促進，業務の外部委託の推進，ペーパーレス化の推進等により管理的経費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 「経営戦略本部（仮称）」において，資産の効果的・有効的な運用を図るため，平成16年度に規定を整備し，組織的な運営を図る。</p>

<p>社会への説明責任に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>○自己点検・評価に関する基本方針 自己点検・評価及び第三者評価を厳正に実施するとともに、評価結果を大学運営の改善に十分に反映させる。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する基本方針 教育研究活動の状況など大学運営に関する情報提供の充実を図る。</p>	<p>社会への説明責任に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 平成16年度に設置する「全学評価室」において、大学全体の自己点検・評価を定期的実施する。</p> <p>評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 「全学評価室」において実施された評価結果及び第三者評価結果を、「教育企画院」、「研究企画院」、「人事企画院」及び「危機管理・安全衛生対策本部」において大学運営に速やかに反映させるシステムを整備する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 公式ホームページ、各種学外広報誌などにより広報を行っているが、平成16年度に、これまでの学内外に対する広報のあり方等について、学外者の意見も聴いて「広報プラン」を策定する。 学内での評価や点検に関する報告書等を広く公開する。 平成18年度までに学内の知的情報のデータベース化を行い、検索機能を付与してオンライン化を実施する。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>教育研究の進展状況及び既存施設の点検・評価を踏まえ、長期的視点に立った施設整備を行う。 全学的視点に立った施設設備の有効活用を図るため、教育研究の活動に応じたスペースの配分を行う。 教育研究の進展に対応する施設水準を確保するため、施設設備の機能保全・維持管理を図る。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>施設等の整備に関する具体的方策 「名古屋工業大学施設長期計画書」（平成13年6月策定）に基づき、豊かな教育研究環境と安全で快適なキャンパスライフを実現するため、次の観点から施設設備の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域と一体感をもたせた広場・交流ゾーンの整備など、屋外環境の整備および自学自習の場の整備 ・国際交流拠点および地域社会における知的交流拠点としての整備 ・ナノテクノロジーなどの先端的、高度化した研究や大型実験に対応できる研究環境の整備 ・広く社会に開かれた大学として、身体障害者や高齢者等へ配慮したユニバーサルデザイン対応の整備 ・学生の視点からの学生生活支援施設、課外活動施設等の整備 ・安全性、機能性を確保するための耐震補強を含む大型改修の実施 ・遠隔教育などの新しい教育研究方式の導入や大学業務の完全電子化に対応できるようにしたキャンパス情報ネットワークの拡充整備

本学の教育研究体制等の変化を踏まえ、学長室に設置されている「施設マネジメント室」を中心に平成17年度までに長期計画を見直す。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

本学の教育研究施設の利用にあたり、全学的視点に立った施設運営を推進し、施設の点検・評価に基づいた効率的な利用を促進するため、平成13年10月に「名古屋工業大学における施設の有効活用に関する規則」を制定した。

この規則に基づき既に運用しているが、より一層の有効活用を図るため、「施設マネジメント室」を中心に随時見直す。

施設利用の流動化を促すため、教育研究に必要な基本スペースを確保した上で、それ以上の研究スペースを必要とする場合には、スペースチャージ（施設使用料）制により施設を確保する制度を平成16年度までに導入し、必要に応じて見直す。

施設の有効活用により確保した空き部屋を、21世紀COEや寄附講座等に重点的に配分する。

近隣の公的研究機関及び民間企業等が保有する施設と本学施設との相互利用を拡大する。

施設の劣化状況等を把握するためのマニュアルづくりと、それに基づく予防的修繕（プリメンテナンス）を平成18年度から実施する。

2 安全管理に関する目標

安全管理・事故防止に関する基本方針

安全なキャンパスづくりを目指し、教育研究活動が安全かつ円滑に遂行されるように、防災、防犯対策を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

学内の全ての施設・設備を再点検し、必要な改修を行う。

安全衛生管理体制を確立するため、現行の「安全管理委員会」をより充実する形で平成16年度に「危機管理・安全衛生対策本部」を設置する。

教職員の意識改革のための研修会を実施する。

衛生管理者等の有資格者を増加させるため、技術職員等の免許取得、講習会等への参加などの方策を講じる。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

平成16年度までに、地震、火災・水害時の避難・誘導體制、学生・教職員の安否確認等、大学の教育研究・運営に至る全般的危機管理のマニュアルを作成し、防災体制を整備する。

平成15年度に策定した毒劇物・放射線・核燃料物質の安全管理に関するシステムを平成19年度までに点検し、一層の安全管理を図る。

建物への入退館システムの設置、防犯カメラの設置、街灯の整備及び夜間警備の強化などの防犯対策を講じてきたが、防犯対策のさらなる強化を実施する。

平成16年度に、情報セキュリティポリシーを策定し、適正な情報管理に関する基本方針を定めるとともに、情報システムの整備を図る。

中期目標		中期計画		年度計画	
別表(学部, 研究科等)		別表(収容定員)		別表(学部の学科, 研究科の専攻等)	
学部	工学部	平成16年度	工学部第一部 3,660人 工学部第二部 880人 工学研究科 909人 うち博士前期課程 798人 博士後期課程 111人	工学部第一部	生命・物質工学科 環境材料工学科 機械工学科 電気電子工学科 情報工学科 建築・デザイン工学科 都市社会工学科
研究科	工学研究科	平成17年度	工学部第一部 3,660人 工学部第二部 820人 工学研究科 909人 うち博士前期課程 798人 博士後期課程 111人	工学部第二部	物質工学科 機械工学科 電気情報工学科 社会開発工学科
		平成18年度	工学部第一部 3,660人 工学部第二部 760人 工学研究科 909人 うち博士前期課程 798人 博士後期課程 111人	工学研究科	物質工学専攻 機能工学専攻 情報工学専攻 社会工学専攻 都市循環システム工学専攻 産業戦略工学専攻
		平成19年度	工学部第一部 3,660人 工学部第二部 700人 工学研究科 909人 うち博士前期課程 798人 博士後期課程 111人		
		平成20年度	工学部第一部 3,660人 工学部第二部 700人 工学研究科 909人 うち博士前期課程 798人 博士後期課程 111人		
		平成21年度	工学部第一部 3,660人 工学部第二部 700人 工学研究科 909人 うち博士前期課程 798人 博士後期課程 111人		